

公共放送の企業活動が促進される傾向にあること、E.C.では
 広告放送に厳しい制限を加える態度にあること、などである。
 これらは彼我の異同の比較を促す論点といえる。

保守政権と技術革新の「共鳴関係」の中で放送制度の既存
 の正当性が揺いでいく構造を描出した小林氏のコメントに続
 き、討論では当然ながら極めて多岐にわたる意見が出された。
 それは、敢えて集約すれば、放送サービスの理念内容と財源
 形態の相互関連、日本の放送政策過程の不透明性・非公開性、
 制作者の自律の保障、放送政策に対する市民意識の所在、な
 どのテーマ群であった。それらはやはり外と内の比較からあ
 ぶり出されてくるものの内への帰結ともいえよう。

討論の終わり近く、英国になどでの在外研究（従って在外
 番組視聴経験）から帰国後間もない会員から、放送政策の方
 向が技術的・経済的必然であるかのような議論がなされるけ
 れども、それはあくまで選択された政策であること、BBC
 における内部的自由を巡る攻撃と抵抗の状況を通じて内部的
 自由を学ぶことの重要性などについて意見が出された。政
 策・制度論というものが当該制度の番組のリアリティーや人
 間的要因などの問題から切り離しては考えられないことを指
 摘するものであった。そういう地点からカウンター・パート
 は生み出されてくるのかもしれない。

（花田達朗）

秋季ワークショップ・7

テレビ画面の新しい利用法とそ の社会的意味

問題提起 水野 博介（埼玉大学）
 司 会 北村日出夫（同志社大学）

当ワークショップは、主としてホーム・ビデオをめぐる
 討論を行った。

はじめに問題提起者から、欧米における先行研究を参考に
 しながら、首都圏にある9国私立の大学生を対象にしたビデ
 オ利用の実態調査（八九年一〇月実施）の紹介とそれに対す
 る問題提起者自身の考察が行なわれた。当日午前のグルー
 プ研究発表Ⅱ「ビデオを通して見た若者像とそのコミュニケー
 ション形態」の発表者の一人が参加されていたので、あわせ
 て討論の素材にすることができた。問題提起および討論で多
 くの点について話しあわれたが、その中から司会者なりに抽
 出・要約すると次のようになる。

大学生が自分で利用できるビデオデッキの所有率は七〇%
 近くあり、その利用形態の特徴の一つとして、集団視聴傾向

が依然としてあるテレビと違い、個人的な見方が多く、もはや日常的に映像なしの生活が考えられない中で、ホーム・ビデオの出現はメディア環境に大きな変化をもたらしている。

若者たちは、ビデオソフトを繰り返し見つとも使い捨て感覚が強く、ビデオの特性を生かして映像の自己処理が巧みであり、さらに、ビデオソフトをマニュアルふう利用している。こうした利用法や既情報の確認・新しい情報の獲得を個人的に行っていることなどを考えると、ビデオは書籍・雑誌のようなプリントメディアと同じメディア機能を果たして、「ビデオ本」とみなすことができる。また、ビデオ接触の実態から、男女差や操作能力差なども現われている。

視聴動機面でも、ビデオはきわめて個人的である。かつて同時代の共通経験を与えてきたテレビ番組に代わって、今日の若者にとってはTVCMだけが数少ない同時代的共通経験となっているのではないか。現在、テレビで昔の番組を放送しているのは、若者にとって「視聴経験者」とはまったく違った別のテキストであり、文化伝達の意味はあっても時代を確認することは難しい。

テレビとビデオは明らかに異なるメディアである。そして、ビデオ視聴が原因なのか結果なのかを課題にしながら、今後、ビデオを好む層とその生活背景からニューメディアとしてのビデオがもたらす影響を考察しなければならぬし、ビデオソフトの問題を含めてメディア環境の変化を明確に把握する

必要がある。そのためには、より豊富な調査データの蒐集と、調査方法論の精緻な検討が求められる。(北村日出夫)

秋期ワークショップ・8

人権と報道

問題提起 服部孝章(立教大学)
司 会 清水英夫(青山学院大学)

今回のテーマである「人権と報道」については、周知のとおりここ数年にわたって活発な議論が繰り広げられてきたが、最近も「少女コンクリート詰め殺人事件」「幼女連続誘拐殺人事件」などをめぐるメディアの集中豪雨の報道が、こうした問題の重大性をますます浮き彫りにした感がある。今回のワークショップにおいては、この問題の分析とその解決へ向けての実践に一貫してたずさわってきた服部会員の問題提起を受けて、多面的な議論が行われた。

服部会員の報告は、まず、前記二事件をはじめとするいくつかの犯罪事件をめぐる報道のありようを「事件報道の「ドラマ」的報道化」として認識するところから始まる。そして、たとえば朝日新聞社の紙面審議会・読者広報室の新設、毎日新聞社が先鞭をつけた「容疑者」呼称など、こうした問題状